

■バリアフリー情報提供の努力義務化について

【現状・背景】

バリアフリー法や福祉のまちづくり条例の制定以後、ハード面のバリアフリー化に関しては一定の成果を挙げているが、整備された内容についての情報が一般に知られておらず、利用に結びつかないケースが見受けられる。

このため、福祉のまちづくり条例の趣旨に基づき、都市施設を「より出かけやすく、利用しやすく」するため、条例に、当該施設のバリアフリー化に関する情報を、原則としてインターネットで公表する規定を設ける。

| 項目 | 内容（案） |
|-------|--|
| 用途・規模 | <p>バリアフリー法で適合義務がかかる用途・規模に対して努力義務</p> <p> 展示場 飲食店 物品販売業を営む店舗 サービス業を営む店舗 病院又は診療所 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ホテル又は旅館 特別支援学校 集会場又は公会堂 など 19 の特別特定建築物 </p> <p>床面積の合計 2,000 平方メートル以上の規模</p> |
| 対象 | 新築・既存を問わない（「所有者又は管理者」と規定） |
| 公表内容 | <p> 〔 府のHPで掲載している府有施設・市町村有施設のバリアフリー情報と同程度の内容を最低限公表 〕 </p> <p> (1) 道等から建築物出入口までの段差の有無 (2) エレベーターの有無 (3) 車いす使用者用トイレの有無 (4) オストメイト対応設備の有無 (5) 授乳室の有無 (6) 乳幼児設備（ベビーチェア及びベビーシート）の有無 (7) 車いす使用者用駐車場の有無 (8) 案内設備または案内所の有無 (9) 駐車場の有無 </p> |
| 表示方法 | <p> (1) 高齢者等に分かりやすく表示 (2) 整備されていない事項もその旨を表示 </p> |
| 公表方法 | 原則としてインターネットを利用するほか、パンフレット等に掲載 |
| 備考 | <p> 新築に関しては各特定行政庁及び指定確認検査機関を通じて周知、 既存については、業界団体等を通じて周知を図る。 公表後は大阪府に届出。大阪府のホームページと相互リンクを行う </p> |